

印刷文化と労働者

印刷業資本家が『印刷文化展覧会』を開いて、得意になつて其の『文化的貢献』を誇つて居るの相違ない、立派なものだ、結構なものだ、然し其の『文化的貢献』の陰に、其の『印刷文化』の進歩の裏に、多数の印刷労働者が犠牲になつて居るのだ。

吾々印刷工は賃金が安くて、殊に官營工場工などは内職せねば喰つてゆかれぬ、而もそれが不確かで、印刷業資本家の誇る『文化的』生活どころではなく、ホンのかつ／＼活きて行けるだけのものだ。家庭の樂みらしい事や、子供の教育など思ひも寄らない。

労働時間の長い事が又お話にならない、一日十三四時間は普通の事だ、政府と資本家が世界に公言した一日九時間半の労働八時間労働から除外して貰つて、特殊國の特殊労働と定めた、其の九時間半労働すら、いつ實現されるか見當もつかない、甚しいのは、今は徹夜までさせる始末だ。印刷業組合が週休制度を決議してから三年になるが、それを實行して居るのは十分の一にも足りない、大部分は依然として月二回の休日だ。向上だの、修養だの、よく話に聞かすが、そんな贅言などあつたものぢやない。

それに工場の衛生設備が、どこに行つても不完全で、一例を挙げれば食堂の設けてある處は殆んどなく、何れも濃々たる塵埃の中で食事をとり、休憩をする有様である。それが労働時間の過長と相俟つて、有らゆる労働者の中で、印刷工を一番身體の弱いものにしてつた、殊に呼吸器病者の多い事は、印刷文化展覧会出品品の調査統計に依つても明瞭である。

印刷業資本家の横暴と残忍とは、諸種の資本家の中でも殊に甚だしい。労働争議に關して解雇した職工又は組合員を黒表に附して、其の生活を脅かしたのは、日本では印刷業資本家を以て嚆矢とする。又永年勤続者を形式的に表彰し、一方で老朽を名としてそれを解雇するのは、印刷業資本家の慣用手段である、一例を挙げれば、築地活版所では、四十年も勤続して、忠實勤勉、衆の模範と、十數回表彰した職工を、業務怠慢を理由

として一片の端書で蹴つた、現に其の職工は社長野村宗十郎氏を對手取つて不當解雇の訴訟を起し勝訴となつた。

又印刷業資本家は自己の業務の閑忙に依つて法規を私に緩厳し、如何に法律の規定を蹂躪して職工を酷使せしかば左表によつて其一端を窺ふ事が出来る一二を列挙すれば

- 東京國文社(社長梅原卓三郎)
 - 川流堂(社長小林又七)
 - 萬月堂(有吉黄楊)
 - 製本合資會社(取締役小川邦孝)
 - 工場法適用印刷製本工場數 一七四
 - 規則違反によりて戒告、告發を受けしもの(大正九年度)
- | | | | |
|-------|----|---|---|
| 内譯 | 一二 | 三 | 四 |
| 十二條違反 | 一 | 二 | 三 |
| 十三條違反 | 一 | 二 | 三 |
| 十六條違反 | 一 | 二 | 三 |
| 廿五條違反 | 一 | 二 | 三 |
| 廿六條違反 | 一 | 二 | 三 |
- (計一四)

以上はホンノ表面に露はれた事實に過ぎない。之を要するに『印刷文化』が進歩して、印刷業資本家が『文化的貢献』を誇り得る爲めには、多数の印刷労働者が文化の圏外に驅逐されたみじめな奴隸的生活を續ける事が必須條件となつて居るのだ。吾々印刷労働者はいつまで此の悲惨な、屈從的な境遇に甘んじて居るものではない。

然し此の現象は決して印刷業界に限られた事ではない、産業の各部門、社會の各方面に於て、皆同一であるのだ。あらゆる文化の進歩し發達する爲めには、いつでも必ず多数の犠牲者を必要とするのだ。

印刷工諸君、及び一般の労働者諸君、此の『印刷文化展覧会』を一教訓として、搾取のない、壓迫のない、自由な社會を建設する爲めに相携へて進まうではないか。

日本印刷工組合
新聞従業員組合
信友會有志
正進會有志

印刷文化を誇る資本家は其資格ありや

文化は共有すべきもの、専有を許さず

(信友號外) 大正十年九月廿日印刷 東京小石川中富坂町一三
大正十年十月二日發行 發行所 府下北多摩郡調布町大字
上布田廿一番地 信友社

印刷文化に逆行する労働者の生活は如何